



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 11 月 22 日（土曜日）号外 第 56 号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の

移動及び搬出の禁止又は制限 ----- （家畜防疫対策課） 1

頁

告 示

宮崎県告示第 785 号の 2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和 26 年宮崎県規則第 54 号）第 4 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動及び搬出を当分の間禁止し、又は制限する。

令和 7 年 11 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 禁止し、又は制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 禁止し、又は制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

3 禁止又は制限の対象となる区域

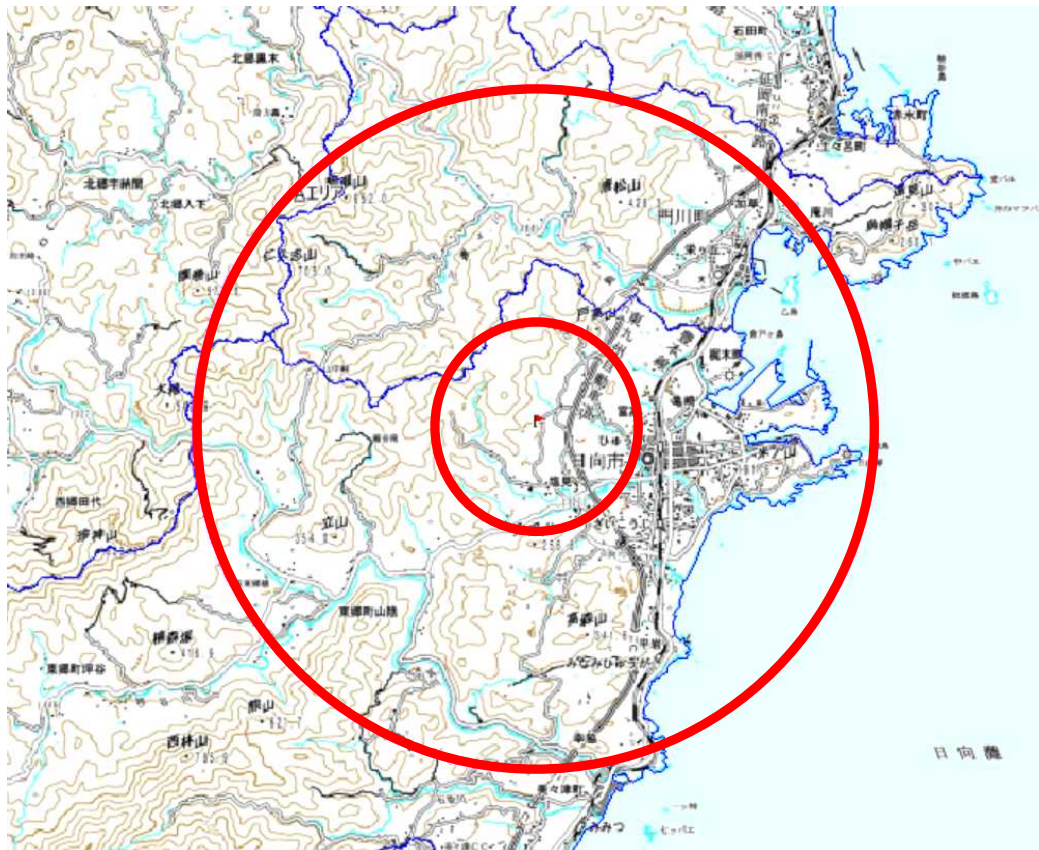
(1) 移動制限区域

別図のうち、内側の円に囲まれた区域

(2) 搬出制限区域

別図のうち、外側の円に囲まれた区域から内側の円に囲まれた区域を除いた区域

別図



出典：水土里情報システム